

# IASBが、「投資者とその関連会社又は共同支配企業との間での資産の売却又は拠出」の修正の発効日を延期

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

### 要点

- IASBは、限定的な範囲の修正「投資者とその関連会社又は共同支配企業との間での資産の売却又は拠出」の発効日を無期限に延期する修正を公表した。
- 当初の修正の早期適用は、引き続き認められる。

本IFRS in Focusは、2015年12月に公表された、「IFRS第10号及びIAS第28号に対する修正の発効日」という表題の、IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の最近の修正を要約したものである。

### なぜ本修正が公表されたか？

2014年9月に、IASBは、限定的な範囲の修正「投資者とその関連会社又は共同支配企業との間での資産の売却又は拠出—IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正」（「当初の修正」）を公表した。<sup>\*1</sup> 当初の修正は、企業とその関連会社又は共同支配企業との取引に関するものであった。当初の修正は、そのような取引において利得又は損失が認識される範囲は、売却又は拠出された資産が事業を構成するかどうかによることを示していた。

2015年2月に、IASBは、当初の修正をより詳細に明確化するための公開草案の公表のための最終段階にあった。公開草案では、当初の修正の発効日を当該明確化の発効日と合わせるために延期することも提案していた。しかし、IASBは、公開草案を公表せずに、当該論点を持分法会計に関するリサーチ・プロジェクトの中で取り扱うことを決定した。

### 本修正によって導入された変更は何か？

リサーチ・プロジェクトがIAS第28号を改訂する結果となるのか、いつ改訂されるのか、改訂の発効日はいつになるのかは不明であるため、IASBは、当初の修正の発効日を今後IASBによって決定される日まで延期する。IASBが発効日を提案する場合には、当該提案は一般のコメントを募集するために公開される。

### 見解

新たな発効日を予想するのは難しい。持分法のリサーチ・プロジェクトは、IAS第28号の要求事項から生じる適用上の論点に主に焦点を当てている。しかし、IFRS第10号、IFRS第11号及びIFRS第12号の適用後レビューによりさらなる欠陥が識別される場合には、当該プロジェクトの範囲はより広くなる可能性もある。

### 経過措置はどのようなものか？

IASBは、当初の修正の早期適用を認めていたため、現在存在する実務上の不統一に対応するために、早期適用を引き続き認めるべきであることを決定した。IASBは、早期適用は不統一を増大させるものではないと結論付けた。

以上

\*1 当初の修正の内容に関しては、本誌2014年11月号（Vol. 459）IFRS in Focus「IASBが、投資者とその共同支配企業又は関連会社との間での資産の売却又は拠出を取扱うIFRS第10号及びIAS第28号（2011年）の修正を公表」を参照いただきたい。